

## 日本学生支援機構第二種奨学金満期者へ

第二種奨学金については、次の理由により卒業又は修了期が延びた場合で、在学学校長が特に必要と認めた場合は標準修業年限の終期に1年以内の範囲で貸与期間の延長を認めることがあります。

①留学による場合

②病気療養による場合

③ボランティア活動による場合

上記に該当し、かつ希望する方は平成21年12月25日(金) 17:00 までに、学生支援課に申し出て下さい。

平成 21 年 11 月 25 日

学生支援課